

# マンジュ国〈四旗制〉初建年代考

増井 寛也

## はじめに

筆者は前稿「マンジュ国〈五大臣〉設置年代考<sup>①</sup>」において、「五大臣」製の成立過程を考えた際、①一等大臣 *uju jergi amban* を筆頭とする大臣等級制がヌルハチのクンドウレン＝ハン即位（万曆三四/1606 年末）にともなう再設置であったこと、②万曆三六年一二月に至って一等大臣をもって「五大臣」を再任命したと考えられること、③この等級制は後の八旗制下の等級制とも連続するため、クンドウレン＝ハン即位時点で八<sup>グサ</sup>旗制の前身、すなわち四旗制——それ以前から存在する戦時編成の軍団ではなく、その編成母体としての軍政一体組織——が成立した可能性のあること、などを論じた。しかも、ヌルハチの「五大臣」再任命から三ヶ月を経ずして、同母弟シュルガチの独立未遂事件とその失脚幽閉が生じるのであるから、大臣等級制の再設置、四旗制の成立、「五大臣」の再任命といった一連の事象は、ヌルハチにとって次第に大きな障害となりつつあったシュルガチの抑え込みと切り離しては理解し得ない。

さて、四旗制の存在に関しては、総じて諸家は積極的に肯定しないまでも否定はしない。それは満文『満洲実録』乙卯（万曆四三/1615）年条の末尾に見える

dade suwayan, fulgiyan, lamun, šanggiyan duin boco tu  
 始めに 黄、 紅、 藍、 白 四 色 の 旗 が  
 bihe. duin boco tu be kubume jakûn boco tu obufi uheri  
 あった。四 色 の 旗 を 縁取って 八 色 の 旗 と なし ず べ て

jakūn gūsa obuha.

八 グサ とした。

という記事が最大の根拠となっているが、惜しくも四旗成立の紀年を欠く。もっとも、嘉慶元（1796）年に成った『欽定八旗通志』（卷三二、兵制志一・八旗兵制）のように、四旗制の制定を三百人制ニル（軍政一体ニル）が成立した辛丑（万曆二九/1601）年に繋げる文献もあるにせよ、晩出史料である上に典拠も不明なため、容易に信頼できない。

現段階では、朝鮮王から明の礼部に宛てた万曆三五（1607）年六月一四日付けの咨文（『事大文軌』卷四八所収）に引く、ワルカ部フィオ城（皇城）の居民収容に向ったマンジュ軍の陣容に関する「青白旗を將つて号と為す」という辺臣の状啓（三月二六日付）が、黄紅二旗を含む四旗制（ヌルハチ〔黄旗〕・長子チュイエン〔白旗〕・次子ダイシャン〔紅旗〕・同母弟シュルガチ〔藍旗〕）の唯一確実な存在証明とされている<sup>②</sup>。よって、問題の焦点は旗の基層単位たるニルが成立した万曆二九年から、四旗の存在が確認される同三五年三月に至るまでのどの時期に、四旗の初建年次を特定するかに移るが、その時期を確定すべき最大の決め手こそ、ヌルハチが旗の実質の母体となる国人（gurun）をチュイエン・ダイシャンに分給した年次である。それゆえ、本稿の目的を一言にしていえば、ヌルハチとシュルガチの確執が破局に向って突き進む政治的推移のなかに、クンドウレン＝ハン即位を契機とする国人の分給と四旗制の成立を位置づけ、その妥当性を帰納的に立証することに他ならない。

## 一、マンジュ国首脳の勅書配分比

『満文太祖老檔』万曆四一年三月条に、ヌルハチが自分に代わって政務を執らせた次代ハン候補チュイエンの目に余る専横を罰し、幽閉する

に至った——二年後の万曆四三年閏八月に誅殺——事情を詳述する周知の記録があり、

父を同じくする四弟、父が登用した五大臣をこのように仲悪くさせて苦しめるのであれば、どうして汝に政を執らせることが出来よう。汝等二人の同母兄弟（チュイエン・ダイシャン）に政を執らせて国人 *gurun* を大半 *amba dulin* 与えた。……汝等他の兄弟に先んじて長じた二人の同母兄弟に国人各五千家 *boo*、牧群 *adun* 各八百頭、銀 *menggun* 各一万両、勅書 *ejehe* 各八十道与えた。我が愛しい妻から生まれた多くの子等に与えた国人・勅書は皆これより少ないぞ。……

とある。<sup>③</sup> 万曆四一年以前に、ヌルハチが自己の国人・牧群・銀・勅書の「大半」(*amba dulin*)<sup>④</sup> を割いて、最年長の二子チュイエン・ダイシャンに参与していたことは疑いないにせよ、惜しむらくはその具体的年次を明らかにしない。かくて問うべきは、二子の得た各五千戸がヌルハチの保有した国人の「大半」に相当し、かつヌルハチ父子の国人合計が四旗中の三旗、つまり国人全体の四分の三を占めた時期ということになるが、それを知るためには最初に「大半」の意味する具体的な比率を明確にしておかねばならない。

国人を除く牧群・銀・勅書三要素のうち、比率の割り出しに利用可能な数値が記録に残るのは勅書に限られる。ヌルハチが自己の統制下に置いた勅書（または貢勅）には万曆一六年に制覇した建州勅書五百道（建州三衛と毛憐衛を含む）と、同二九年に掌握したハダ国配当分の海西勅書三六三道の二種類があり、後者にのみヌルハチ父子の所有数が直接明記されている。ハダ勅書に関する記録が『滿文太祖老檔』末尾の第七九・八〇・八一巻（『滿文原檔』ないし『旧滿洲檔』では「洪字檔」）に収録される「開原へ赴く万曆三十八年の檔子 *keyembe genere wan lii i gûsin jakûci aniyai dangse*」<sup>⑤</sup>、すなわち通常〈ムクン・タタン *mukûn tatan* 表〉と

簡称される勅書三六二道<sup>⑥</sup>の一覧表であり、該「檔子」の標題にも明記されるとおり、これらの勅書は万曆三八年の朝貢（開原經由）に行使を予定されていた。付言すれば、万曆三八年はシュルガチ失脚の翌年、チュイエン幽閉の三年前にあたり、まさにヌルハチがチュイエンに「政を執らせ」た時期と重なる。

ところで、勅書とは羈縻衛に編成されたジュシェン（女直）人在地勢力の諸首長に明王朝が発給した武官辞令を指し、嘉靖年間中葉（嘉靖一六年から二〇年頃）以降、その有効総数は海西一千道、建州五百道を上限とした<sup>⑦</sup>。授与される官位は当初、指揮使以下の衛所官に限定されたが、やがて都指揮使や都督といった高級武官職も授与されるに至った。勅書なくしては北京進貢や回賜・撫賞の受領はもとより、開原（対海西女直）・撫順（対建州女直）馬市への入市もままならなかったので、身分証にとどまらず、入国許可証・交易許可証としても機能する一方、それ自体が巨大な商業利潤を生み出す有価証券類似の性格を帯びた。このような勅書の運用体制全般を「貢勅制」と通称する。

いま、〈ムクン・タタン表〉成立の経緯を要約するとこうなる。万曆一六年、ハダ・イエへ両国が明の調停に従い海西配当勅書一千道を均分した後、ハダ勅書はメンゲブル（一八二道）とその庶兄カングル（一八一道）、および同長兄フルガンの子ダイシャン（一三七道）に分配された。均分直後、病死したカングルの勅書をメンゲブルが併せ、残るダイシャンは万曆一九年、イエへ国に誘殺され、その勅書も奪取された。イエへ国の侵略に抗しかねたメンゲブルは、遂に勅書三六三道を携えてヌルハチのもとに走る（万曆二七年）が、ヌルハチは翌年用済みとなったメンゲブルを誅殺して勅書を我がものとした。女直勢力の統合防止を国策の根幹に置く明は、ヌルハチにハダ国の復興を強要し、かくてメンゲブル遺児ウルクダイ（ヌルハチ女婿）は故地に帰還するものの、たちまちイエへ国の強襲にさらされて窮地に陥り、再び国人・勅書を挙げてヌルハチに投じた（万曆二九年）。こうしてウルクダイからヌルハチの手中に帰した海西勅書三六三道の再配分リストが〈ムクン・タタン表〉であった。

〈ムクン・タタン表〉の具体的内容にふれる以前に、まずその形式的側面から解説しておく、〔表 1〕「〈ムクン・タタン表〉勅書とその配当情況」のような枠組みのもとに各勅書が割振りされる。すなわち、全体は三個のムクンに区分され、さらに各ムクンは一二ないし一三個のタタンに細分される。各タタンには九道ないし一〇道の勅書が配当されるため、各ムクンの勅書数は一二〇道前後でほぼ平衡する。

〔表 1〕〈ムクン・タタン表〉勅書とその配当情況 (M=ムクン, T=タタン)

$\begin{matrix} M \\ T \end{matrix}$	M I (全 117 道) / 配当者	勅書	$\begin{matrix} M \\ T \end{matrix}$	M III (全 120 道) / 配当者	勅書		
T 1	Han の家	1 -10	10 道	T 1	Darhan Baturu 243-252	10 道	
T 2	Han の家	-20	10 道	T 2	Darhan Baturu	-262	10 道
T 3	Han の家	-30	10 道	T 3	Guyeng Baturu	-272	10 道
T 4	Han の家	-40	10 道	T 4	Guyeng Baturu	-282	10 道
T 5	Eidu Baturu 他 2 名	-50	10 道	T 5	Jasaktu	-292	10 道
T 6	Donggo Efu 他 2 名	-60	10 道	T 6	Guyeng Baturu	-302	10 道
T 7	Amba Jargûci 他 3 名	-70	10 道	T 7	Guyeng Baturu	-312	10 道
T 8	Darhan Hiya 他 3 名	-80	10 道	T 8	Darhan Baturu 他若干	-322	10 道
T 9	Šongkoro Baturu 他 6 名	-90	10 道	T 9	Duhûcan 他多数	-332	10 道
T10	Babutai 他多数	-99	9 道	T10	Tanggûdai 他多数	-342	10 道
T11	Adun Hiya 他多数	-108	9 道	T11	Bayan 他多数	-352	10 道
T12	Tundai 他多数	-117	9 道	T12	Abatai 他多数	-362	10 道
$\begin{matrix} M \\ T \end{matrix}$	M II (全 125 道) / 配当者	勅書					
T 1	Argatu Tumen	118-126	9 道				
T 2	Argatu Tumen	-136	10 道				
T 3	Urgûdai	-146	10 道				
T 4	Subahai 他多数	-156	10 道				
T 5	Argatu Tumen	-166	10 道				
T 6	Argatu Tumen	-176	10 道				
T 7	Urgûdai	-186	10 道				
T 8	Urgûdai	-196	10 道				
T 9	Yahû 他若干	-205	9 道				
T10	Moobari Hiya 他若干	-214	9 道				
T11	Kipai 他若干名	-223	9 道				
T12	Yambulu 他多数	-232	9 道				
T13	Salgûri 他多数	-242	10 道				

備考：「多数」は 10 名以上、「若干」は 10 名以下を意味する

他方、個々の勅書は、第一ムクン・第一タタンの筆頭勅書を例示すれば、「①ハンの家の勅書 ejehe、②海西 Pu Ho 衛都督同知 Daiši の子 Gungdi、③万曆九年五月二十七日に得た」のような表記形式をとる。①は勅書の現実の所有者、②は勅書名義人に関する記載事項（名義人の父ないし祖父の名とその所属衛・官職）、③は名義人が父職ないし祖職を承襲した日付をそれぞれ意味する。勅書所有者は名義人の名において朝貢・馬市交易が遂行された後、勅書の官位と所有数に応じて獲得された回賜・撫賞、あるいは交易利潤の分配に与かったのである。三田村泰助氏の所論によれば、ムクンとタタンに付された序数詞は、三ムクンがこの順で序列づけられ、かつ各ムクンの第一タタン筆頭人がそれぞれ各ムクンの長であったことを明示する。これは政権首位の座をヌルハチ（クンドゥレン＝ハン）、第二位をチュイエン（アルगतウ＝トゥメン）、第三位をシュルガチ（ダルハン＝バトゥル）と並んでダイシャン（グイエン＝バトゥル）がそれぞれ占めた事実を含意する。と同時に、勅書の配当はその行使に関わる権限（部衆支配権、採参狩獵権、交易権）の付与をも意味し、その点、ムクン・タタン間の統属関係は貢勅制と表裏しつつ、マンジュ国を貫く骨格を構成したとされている。<sup>⑧</sup>

マンジュ国ではもともと、ヌルハチ・シュルガチ兄弟が建州左右両衛の都督として並立し、シュルガチは兄に及ばぬまでも勢力を二分していた。やがて分離独立を志向するシュルガチと、これを阻止せんとするヌルハチの間に深刻な葛藤を生じ、後述する「万曆三六年の危機」に際して政権内部の結束強化が不可避となるなか、翌三七年三月に右衛は肅清され、シュルガチも失脚する。この事件を本稿では「万曆三七年の政変」（あるいは単に「政変」と簡称することにする。まもなくシュルガチは、長子アルトゥンガ・三子ジャサクトウ（二人とも三八年一〇月に処刑—後述）と側近重臣らの生命を代償に罪を赦され政権に復帰するものの、代わって台頭するのがチュイエンとダイシャンであった。上記の序列は「政変」直後の政治的位相を正確に反映する。なお、刑死したはずのジャサクトウが〈ムクン・タタン表〉に載録されているのは、同表の作成が万

曆三七年末のことであり、<sup>⑨</sup>この時点ではいまだ処分が決定執行されていなかったからである。

さて、マンジュ国の四首脳は、最上級の都督勅書を含む最多所有者であつて、ヌルハチの四〇道（都督勅書三道）、チュイエンの三九道（都督勅書二道）、ダイシャンの四〇道（都督勅書二道）に対して、シュルガチ（都督勅書二道）とその三子ジャサクトウの合計三五道が拮抗する。これらに比肩し得るのは、ハダ勅書本来の所有者というべきウルグダイ（都督勅書一道）の三〇道に、スバハイ（ウルグダイ三従兄弟、都督勅書一道）とその二子マンゴ・タング所有分を合算した三六道半のみである。彼此勘案すると、チュイエン・ダイシャン所有のハダ勅書三九道と四〇道が、ヌルハチから相続した各八〇道の一半に相当すること、従つて残りの一半は建州勅書五百道内に配分されていなければならないこと、この二点が明白である。その際、ヌルハチと二子の所有したハダ勅書の合計一一九道が、ヌルハチ本来の持ち分であつたわけであるから、チュイエン・ダイシャンの相続分は一一九道のちょうど三分の二に相当し、これこそが「大半」*amba dulin* の実態に他ならなかつた。*amba dulin* とは要するに、漢語でいう「小半」（三分の一）に対する「大半」の意味で使用されていたわけである。また、ここから敷衍して、ヌルハチが二子に分給する以前に所有した建州勅書とハダ勅書の総計は、二四〇道前後と算定することができる。

ヌルハチは二子に国人を分給するに先立って、同母弟シュルガチに「国人、よい僚友、勅書、奴隸などのものを皆自分と同じように専らにさせ<sup>⑩</sup>」ていた。兄弟による国人の配分は、四旗の領有形態に按じて三対一の比率に準じていたであらう。このことをやはり勅書数に即して検証すると、ハダ勅書の場合、上述のように万曆三八年の時点でヌルハチ父子が一一九道、シュルガチ父子が三五道であり、三、四対一と概算し得る。建州勅書に関しては『明実録』万曆三六年一二月乙卯（二日）条と甲戌（二日）条に、

乙卯、頒給建州等衛女直夷人奴兒哈赤・兀勒等三百五十七名貢賞如例。

甲戌、頒給建州右等衛女直夷人速兒哈赤等一百四十名貢賞如例。

とある。この年度に建州左衛のヌルハチと建州右衛のシュルガチが直々に率領した北京進貢者を各々三五七名と一四〇名、合計約五百名と記録しているから、兩名とその一門・家臣一党が所有した万曆三六年時点の建州勅書はそれぞれ三六〇道と一四〇道であったと解され、配分比は約二、六対一となる。ヌルハチ・シュルガチ兄弟父子の所有数が明らかなハダ勅書に比して、建州勅書は数値に家臣所有分等を含むという相違はあれ、いずれもほぼ平均三対一の配分比となる。<sup>⑩</sup>それゆえ、シュルガチ個人の持ち分は本来、ヌルハチの約三分の一、八〇余道（うち四五道は建州勅書）であったと見てよい。

## 二、国人分給の推定年次

勅書の配分比を前提に、問題の国人分給年次に論及しよう。前述したように、ヌルハチはチュイエン・ダイシャンに国人 *gurun* (=属民 *jušen*) の三分の二（各五千戸、計一万戸）を分与していた。ヌルハチ父子とシュルガチ父子の国人配分比が、勅書と同様、ほぼ三対一であったとすれば、チュイエン・ダイシャンへの国人分給が同時であったとして、それを可能とする時機の到来は国人が二万戸規模に増大して以後ということになる。もともと、マンジュ国の戸口はほとんど記録の表面に現れないので、ここでは兵力に関する実際の見聞、もしくはそれに準ずる伝聞情報を基準に国人戸口を推算することにしたい。

最も信憑性の高い情報は、万曆二三（宣祖二八/1595）年一〇月、フェ＝アラ城を密探すべく派遣された朝鮮の通事河世国の見聞であり、『李朝実録』宣祖二八年十一月戊子条に



大概目睹するに、則ち老乙可赤ヌルハチの麾下は万余名、小乙可赤シュルガチの麾下は五千余名なり。長く城中に在りて常時習陣するは千余名にして、各々戦馬を持ち甲を着て、城外十里許りに練兵す。

と報告する。これによると、総兵力は一万五千余名（ヌルハチ麾下一万余、シュルガチ麾下五千余）を算し、うち騎馬甲兵一千余名をもって最精鋭の常備軍に充当したことが判明する。<sup>12</sup>

これに匹敵するのが、後れて一二月、明の遊撃胡大受の差官余希元とともにフェ＝アラ城に向った朝鮮の訳官李億礼の書啓であり、『李朝実録』宣祖二九（1596）年三月甲申条に収録されている。それによれば、余希元一行を迎接したヌルハチ兄弟引率の兵力が

（二月）初五日、行きて路中に到る。老乙可赤、……中軍張海ジャハイ及び其の婿忽乎里ホホリをして騎兵三百を領せしむ。張海等路中に跪見し、仍ほ随行す。余希元、張海に説与して曰く「……若し遠路随行すれば草料は便に非ず。兵馬の随行するを要さず」と。張海の領兵、散罷す。……初六日、行きて路中に到る。老乙可赤、胡将八名をして騎歩兵六七千を領して、道路に迎接せしむ。後、兵馬は前の如く即ち散ず。……初七日、建州城を距てること三十里許り、……老乙可赤兄弟、騎兵三四千を領して迎接す。……行きて二三里に到る。騎兵四五千、左右成列して随行す。行きて十五里に到る。歩兵万数、左右に分かれて道傍に列立する者は、建州城に至りて止む。

と詳記されている。騎兵の総数を明記しないが、総員四、五千騎と見て、その三百騎もしくは三、四千騎を余希元らの迎接に、また全数を随行に充てたと解釈すれば、河世国とは重点の置き方こそ大きく異なるが、総兵力を一万四、五千人とする一点では合致する。<sup>13</sup>

実際の見聞に係る前二者に対して、伝聞ながら精度の高い情報として

は、ヌルハチと縁の深い遼東総兵官李成梁の第五子李如梅の発言がある。万曆二六（宣祖三一/1598）年二月、豊臣秀吉の第二次朝鮮侵略が続くさなか、宣祖王が明軍の禦倭副総兵李如梅と交した問答が『李朝実録』宣祖三十一年二月戊午条に記録され、

上曰く、「……未だ此の賊（老羅赤）の終に当に梗化作乱すべき者なるやを知らず。敢へて形勢と強弱を問ふ」と。副総曰く、「此の賊の精兵は七千にして帶甲する者は三千なり。此の賊七千は倭奴十萬に当たるに足る。厥の父、俺の爺ちちの殺す所と為る。其の時、衆三十に過ぎず。今は則ちみずから身自嘯聚する者、七千に至る。……」と。

とある。河世国・李億礼に後れること二年余にもかかわらず、二者との懸隔は総兵力と甲兵数のいずれにおいても無視できないほど大きい。

これら三様の情報を整合的に解釈する上で参考になるのが、北関イエへ国末期（万曆四七年滅亡）における兵力と戸口である。馮瑗の『開原図説』では、イエへ国を二分した東城主ギンタイシの勢力を「部落」六千戸・「精兵」三千人、西城主ブヤングのそれを「部落」五千戸・「精兵」二千人とする。李民寅の『建州聞見録』では、「奴酋、北関を陥とす」（己未〔万曆四七〕年八月二日条）に割注を施して、「奴酋、殺掠を禁止し、尽く部落を移す。得る所の精卒は万名可り」と記す。一方、王在晋の『三朝遼事實録』は「北関（の東西二城）相繼いで淪覆し、老幼は擄せらる。壮丁九千余名を挑びて、部下八將（=八旗）に分隸せしむ」（卷一、己未年八月二日条）と記録する。

はじめに用語の概念的統一を試みておくと、李民寅のいう「精卒」が王在晋のいう「壮丁」に該当することは論を俟たず、よって一戸あたり「壮丁」一名を徴兵し<sup>⑭</sup>、その約半数が馮瑗のいう「精兵」に相当したと結論し得よう。前記李如梅のいう「精兵七千」が馮瑗的な意味での「精兵」ならば、総兵力は二倍の約一万四千人となり、河世国や李億礼の報告ともよく吻合する。残る不一致は騎兵・甲兵の数値であるが、河世国と李

億礼の見聞は同年、李如梅の発言は後れること二年余、この間に外征による大規模な戸口の獲得はなかつたので、騎兵・甲兵に大差を生ずるのは不自然である。かといって、前二者はフェ＝アラ城とマンジュ軍を実見しているし、後者はヌルハチを知悉する李成梁の子息だけに、記録間の齟齬を放置するわけにもいかない。ここでは一応、総兵力一万五千名内の七千名を精兵、精兵中の三千名を甲兵、甲兵中の一千名を城下常駐の最精銳がそれぞれ占め、これを兵種から歩騎に区分するとき、騎兵は甲兵全員と精兵の一部を含む四、五千名を数え、他はすべて歩兵であった、と解釈しておく。

結論からいえば、一万五千余名の兵力は、概算一万五千余戸に読み替え可能であった。万暦二三年段階から万暦三八年に至るまでに、マンジュ国の戸口が顕著に増大する契機はハダ国収服（万暦二九年/1601）、ワルカ部来投とホイファ国併合（ともに万暦三五年/1607）の都合三件があった。そのうち、衰残のハダ国だけでも、これを併合した時点ですでに二万戸を超過していたであろう。<sup>16</sup> 同年に一ニル三百人制（＝軍政一体ニルの成立）が施行されたのも、その二年後に本拠をフェ＝アラ城からより平坦かつ広闊なヘトゥ＝アラ城へ移したのも、国人増大に対処するための一環であつて、<sup>17</sup> もとより偶然ではあり得ない。してみると、万暦二九年時点で国人分与の必要条件はすでに熟しており、辛丑（1601）年四旗創建説も少なからず成立の余地があるかに見える。しかし、そもそもヌルハチの国人分給が、成長した二子をおのが両翼となし、もってシュルガチの自立志向を制御抑止せんとする意図に発したのなら、分給をなすべき時期の上限も自ずから限定されてくる。

このように、万暦三五年三月に先立つ国人分給の年次は、ヌルハチ兄弟間の亀裂が「万暦三七年の政変」という破局を迎えるまでの歴史的文脈に即して確定されねばならない。ヌルハチは万暦二九年のハダ勅書掌握後、これを行使するにあたり、努めて明の成規に準じ、ウルクダイの名義で開原広順関から代貢する方式を取ったが、『開原図説』によれば万暦三五年以後、イエへ国の入貢妨害に遭い、勅書行使の中断を余儀な

くされていた。これより先、悪名高い税監の高淮が遼東に派遣される（万曆二七年）と、二年遅れて一〇年ぶりに総兵官に復職した李成梁との間に欲得ずくの結託を生じ、かねて李成梁の庇護下にあったヌルハチをも巻き込みつつ、夷漢に跨る交易利権の私的独占体制が出現する。当時、遼東巡撫趙楫（同二九年着任）の宥和策に乗じて強硬姿勢をとるヌルハチは、朝貢と馬市の両面で飽くなき要求を突きつけて譲らず、万曆三四・三五年には朝貢を見合わせて<sup>18</sup>明側の不安を煽るなど、私利追求の動きは最高潮を迎えつつあった。

ところが、この情況は万曆三六年に激変する。李成梁と趙楫が「棄地啗虜」事件の責任を問われて解任され、高淮も北京に召還されたからである。この「万曆三六年の危機」によって、遼東官界に築いた縁故を一挙に喪失したヌルハチは、政局の動向を窺うべく北京進貢の途につくとともに、窮余の一策としてハダ勅書をも撫順経由で混進し、明側の出方を探った。しかし、この企ては完全に読みが外れ、礼部による厳しい糾弾を被って混進を拒絶されたばかりか、万曆三七・三八年の二年間にわたる朝貢停止処分まで受けてしまった。いまやハダ勅書ばかりか、建州勅書五百道までもが無用の紙片と化しかねず、政権は崩壊の瀬戸際に立たされた。三七年三月、ヌルハチは独立を焦るシュルガチを幽閉して政権の分裂を防止する一方、三七年の秋冬以降は対明政策を威圧から妥協へと大きく転換させ、停貢の早期解除を懇請する。ヌルハチの意図を見抜いた明側がこの要請を受け入れたのは、ようやく三九年六月のことであった（朝貢の実現は一〇月）。

すでに指摘のあるごとく、シュルガチの存在が、わけても李成梁一門との私的結合を含む対明関係を左右するまでに影響力を増し、これを警戒する兄ヌルハチとの緊張が尖鋭化し始めるのが万曆三二、三年以後である。具体的には、ヌルハチが漢人農民による夷地開墾の代償として万曆二九年以後、明から毎年撫賞銀五百両を支給されたのに続いて、シュルガチが撫賞銀三百両を支給され、さらにその娘が李成梁の次子如栢の側室に納まり男児を出産したのが万曆三二、三年頃であった。<sup>19</sup> そうする

と、三四年末のクンドウレン＝ハン即位は、ヌルハチ（旧号スレ＝ペイレ）にとって自己の対内的権威を突出させ、二子に国人を分与するまたとない好機となり、他方シュルガチにとっては兄への憤懣を一層募らせる契機となったという意味で、まさに画期的な事件であった。

『満洲実録』によれば、ハン位を奉呈した内ハルハ五部との通好関係は、ヌルハチがグレ山下の決戦において九国連合軍に大勝した翌年の万曆二二年、ホルチン部（九国連合軍に参加）と内ハルハのジャルト部が遣使通好して以来のこととされる。その後、万曆三三年（月次不明）に内ハルハ五部が遣使してくるまで、五部との交渉は中断するので、奉呈に至る背後の事情は不詳である。ただ、この時、内ハルハのバヨト部エンゲデル＝タイジ率いる遣使団を迎えたヌルハチが、『敵国を越えて（賞与を）得たいとて来たのであろう』と言って大いに賞与した<sup>21</sup>後、翌三四年一二月に再びエンゲデルが五部使者を随伴し、ハン位奉呈に来朝したとあるのはすこぶる意味深長である。確認こそなければ、この間、利益供与と引替えに、ヌルハチからの内意打診があったとしても不思議ではないからである。

翌三五年二月、ヌルハチはウラ国の強圧に苦しむワルカ部フィオ城の居民を收容すべく、シュルガチ・チュイエン・ダイシャン三人に出征を命ずる<sup>22</sup>。既述のように、これが四旗制を確認し得る最初の、そしてハン即位直後の用兵であった。所期の目的を果たしたマンジュ軍は帰投する途上、邀撃に現れたウラの大軍と衝突するが、チュイエン・ダイシャンの奮戦によって大勝利を収め、四月に凱旋する。同月、ヌルハチはチュイエンにフン＝バトゥル改めアルガトゥ＝トゥメン、ダイシャンにグイエン＝バトゥル、シュルガチにダルハン＝バトゥルと賜号し<sup>23</sup>、かくて二子はハン麾下のペイレとして名実ともにシュルガチと肩を並べるに至った。ヌルハチが何を意図して旗の領主三人の同時起用に踏み切ったのか、いまや多言を要さないであろう<sup>24</sup>。しかも、ウラ軍との会戦時、二子の守護を任務とする大臣チャンシュとナチブが、シュルガチと行動をともにしたことが発覚し、二大臣の処罰をめぐってヌルハチとシュル

ガチの確執は一段と厳しさを加える。

### 三、建州勅書の運用体制と「万曆三六年の危機」

こうして深く内攻したヌルハチ兄弟間の亀裂は、万曆三二年と三六年の両年度の入貢に表出した顕著な異変に、実は歴然たる痕跡をとどめている。もっとも、それが異変と認識されるには、建州マンジュ国の朝貢体制、別言すれば建州勅書五百道の運用体制が、輪郭なりとも明らかになっていなければならない。ところが、遺憾ながら建州勅書に関しては〈ムクン・タタン表〉に該当する配当表が伝存しないため、ハダ勅書の運用体制に準拠しながら推論を組み立てる以外、当面とるべき方途はない。なお、〈ムクン・タタン表〉は勅書（＝朝貢馬市利権）の再配分リストであるがゆえに、万曆三八年時点でのマンジュ国の国家構造が凝縮した貴重な史料と目され、戦前以来、諸家はその分析に精力を傾注してきた<sup>24</sup>。前出の三田村氏による分析はそれらの頂点に位置するものであるが、論旨の錯綜と行論の渋滞を避けるべく、本稿では叙述の対象を勅書の運用面に限定し、諸説の検討は別稿に期したい。

さて、従来の〈ムクン・タタン表〉研究を顧みて、筆者が奇異の念を禁じ得ないのは、研究者の関心がかつぱら勅書所有者の顔ぶれと所有高、そしてそれらの各ムクンへの配置に集中し、ムクン・タタンの区分と現実の勅書運用との対応が等閑に付されてきたことである。〔表1〕を見ると、三ムクンを構成する三七タタンの内訳は一〇道タタン二九個、九道タタン八個（以下、一〇道タタンを10t、九道タタンを9tと表記）となっている。いわれるように三ムクンへの均分を最優先したのなら、三六個か三九個が自然な区分であろう。それが三ムクンでは割切れない三七個形式に落ち着いたのは、反対に一〇道ないし九道ごとの括り方がより基本的な要件として先行したからだと理解すべきである。

そう考えて、ヌルハチがハダ勅書を実際に運用したことの明白な万暦三〇年と三二年を含む、万暦一九年以後のハダ国の朝貢について、入貢者数 (= 使用勅書数) の判明する年度を『明実録』から摘記すると〔表2〕のようになる<sup>26)</sup>。このうち、万暦三二年度の朝貢団二組、合計三六三人は者刺衛 187 人 =  $(10t \times 16) + (9t \times 3)$ 、友帖衛 176 人 =  $(10t \times 14) + (9t \times 4)$  と分解でき、一〇/九道の括りと三七タタンの存在を推定するに十分な根拠を提供する。同様に万暦三〇年度の一八五人も、者刺衛 98 人 =  $(10t \times 8) + (9t \times 2)$ 、友帖衛 87 人 =  $(10t \times 6) + (9t \times 3)$  と分解でき、この場合は三七タタンから適宜一九個を抽出し、同規模の朝貢団二組を編成したのであろう。

〔表2〕ハダ勅書の運用表 (万暦一九～三二年)

年・月・日	入 貢 者 (人数)
19・3・甲子	海西友帖・忽里等衛女直夷人伯摺等 (296)
19・閏3・甲申	海西安出等衛阿都等 (不明) [67?]
21・4・甲午	海西納刺河等衛夷人都指揮ト寨等 (99)
21・4・己酉	海西忽把等衛入貢夷人箭失ト (90)
21・5・丁丑	海西安河等衛都指揮歪ト等 (85)
	(海西) 忽兒海等衛都指揮阿失ト等 (89)
30・9・己巳	海西者刺等 (衛) 進貢夷人呵 (阿?) 都等 (98)
30・10・丁未	海西友帖衛進貢夷人三官児等 (87)
32・閏9・癸未	海西者刺等衛進貢夷人阿都等 (187)
32・10・甲子	海西友帖等衛夷人三官児等 (176)

一〇/九道の括りは、明側の主導でハダ勅書五百道をメンゲブル (一八二道)・カングル (一八一道)・ダイシャン (一三七道) が三分した万暦一六年、すでに存在したふしがある。三人の配分比はほぼ二対二対一・五となり、かつ前二者が一道差で並ぶあたり、明側の意図は隠れもない。三人の勅書数は  $182 = (10t \times 11) + (9t \times 8)$ 、 $181 = (10t \times 10) + (9t \times 9)$ 、 $137 = (10t \times 11) + (9t \times 3)$  と分解可能であり、前二者を個別に合計すると、三六三道三八タタンとなる。しかるに、メンゲブル

がカングル分を併せた五年後の万暦二一年に派遣した朝貢団四組、通算三六三人の場合、内訳は納刺河衛 99 人 =  $(10t \times 9) + (9t \times 1)$ 、忽把衛 90 人 =  $(10t \times 9)$ 、安河衛 85 人 =  $(10t \times 4) + (9t \times 5)$ 、忽兒海衛 89 人 =  $(10t \times 8) + (9t \times 1)$  となり、三七タタンを導き得る<sup>26</sup>。ハダ滅亡前の万暦二一年と滅亡後の三二年の朝貢が、勅書運用主体の不連続にもかかわらず、三六三道・三七タタンの割振りが一致するのは、〈ムクン・タタン表〉の三六二道に限らず、一タタン一〇/九道がつねに不動の与件となり、かつまたこれらを朝貢団編成の基本単位として組み合わせた事実の直截な証左でなければならない。

ならば、建州勅書にもまた、一タタン一〇/九道の運用単位が観察されるであろうか。それを確認すべく、ヌルハチが建州五百道を制覇した万暦一六年以来、同四三年（アイシン国建国前年）に至るまでに実施した二八次の朝貢（毛憐衛を含む）を検討してみよう。下記の〔表3〕は二八次の朝貢者数を『明実録』から網羅した結果である。この表を一瞥して、ただちに指摘し得る現象は、つぎのような際立った傾向であろう。すなわち、万暦二〇年頃までは一回当りの入貢者数は 157 人 =  $(10t \times 13) + (9t \times 3)$ 、82 人 =  $(9t \times 8) + (10t \times 1)$ 、108 人 =  $(10t \times 9) + (9t \times 2)$ 、97 人 =  $(10t \times 7) + (9t \times 3)$ 、98 人 =  $(10t \times 8) + (9t \times 2)$  など、ハダ勅書と同じく一〇/九道の括りを忠実に遵守しながらも、いまだ全体的な斉一性を欠いていた。ついでながら付言すると、朝貢の基本単位が一〇/九道に括られるようになるのは、有効勅書の上限が海西一千道、建州五百道に固定された嘉靖年間中頃以後のことと推察される<sup>27</sup>。

ところが、万暦二一年以後になると、一転して九九名か百名、ないしその倍数の一九九名（二九年）・三九九名（三二年）など、紛れもなく百名単位の入貢へと収束する。その理由の一端は、嘉靖四三（1564）年七月の新規定にある。明側はこのとき、「自後、海西・三衛（兀良哈）諸夷の入貢は、薊遼督撫官をして起数を分定し、每起百人を過ぐる無からしめよ<sup>28</sup>」と規定し、一回あたりの入貢者を複数個の「起」に分け、入貢「諸夷」に対する供給の労力を軽減し、沿途住民との紛擾を回避しようとし



〔表 3〕建州勅書の運用表（万曆一六～四三年）

No.	年・月・日	入 貢 者 (人数)
1	16・11・癸丑	建州衛都指揮阿台等 (157)
2	17・5・己未	建州等衛都督小童等 (82)
3	18・4・庚子	建州等衛奴兒哈赤等 (108)
4	18・5・乙巳	建州等衛都督松塔等 (97)
5	18・7・庚申	建州左等衛馬哈塔吉等 (?)
6	19・7・癸酉	建州等衛阿台等 (?)
7	19・10・戊戌	建州衛女直夷人 (?)
8	20・8・壬寅	建州等衛夷人松塔等 (?)
9	20・10・丁酉	建州等衛都督馬哈哈〔塔〕吉等 (98)
10	21・閏11・丁亥	建州衛女直夷人奴兒哈赤等 (?)
11	21・12・乙丑	毛憐等衛女直夷人伏羊古等 (99)
12	22・正・己酉	毛憐等衛夷人失刺卜等 (100)
13	23・8・己巳	建州等衛夷人少童等 (99)
14	23・8・丙寅	建州等衛女直夷人速兒哈赤等 (?)
15	23・9・己丑	毛憐等衛夷人尚加禿等 (99)
16	23・10・戊辰	建州左等衛都督馬哈塔吉等 (100)
17	25・5・甲辰	建州等衛都督奴兒哈赤等 (100)
18	25・7・戊戌	建州等衛都督速兒哈赤等 (100)
19	25・7・戊戌	(建州等衛) 納木章等 (100)
20	26・10・癸酉	建州等衛進貢夷人奴兒哈赤等 (?)
21	29・12・乙丑	建州等衛貢夷奴兒哈赤等 (199)
22	30・3・丙寅	建州左等衛馬哈哈〔塔吉〕等 (100)
23	32・5・甲戌	建州等衛進貢夷人 (399)
24	32・6・乙未	建州毛憐等衛都督台失等 (補 100)
25	36・12・乙卯	建州等衛奴兒哈赤・兀勒等 (357)
26	36・12・甲戌	建州右等衛速兒哈赤等 (140)
27	39・10・戊寅	建州等衛奴兒哈赤等 (補 250)
28	43・2・乙未	建州等衛夷人〔大針等〕 (15)

備考：(?) は人数不明、補は補貢を意味する。

た。建州諸衛にもこの朝貢規定が適用されたに相違なく、いずれ明内地で百人以下の「起」に分割されるのなら、最初から百名単位で入貢するほうが簡便という事情も作用したと考えられる。

反面、万暦二一年以降のあまりにも整然とした入貢者数は、ヌルハチによる主体的かつ強力な規制なしには理解できず、<sup>29</sup> シュルガチ（万暦二三年、右衛都督叙任）としてその規制から自由ではなかった。また、九九名・一九九名・三九九名といった数値は百人単位の内訳を示唆すると同時に、一タタン一〇/九道原則なくしては到底出現しようのない人数でもある。ここから導かれる結論は、百人単位五組編成を明示する万暦三二年の朝貢（三九九名と百名の計五百人）と相俟って、<sup>30</sup> 建州勅書の五ムクン五〇タタン構成以外にはあり得ない。ただし、百人単位とはいえ、入貢者数が通算五百人に満たない年度も少なくなく、このような場合は勅書行使の機会均等を保証すべく、五ムクンから同数ずつタタンを抽出して朝貢団を編成したのであろう。

こうして遅くとも万暦二一年以降、一〇数年にもわたって規則的に継続した百名単位・最大五組の朝貢団編成は、しかし三二年に五百道を全面的に行使したのを最後に跡を絶つ。本章の冒頭で言及した「入貢に表出した顕著な異変」とは、他ならぬこの断絶を指す。三年間の空白を置いて再開された三六年の入貢は、二組五百人編成で表面上の変化はないものの、第一にヌルハチとシュルガチが別個に朝貢団（三五七名と一四〇名）を統率し、第二に百名単位の朝貢団編成を突如一変させた事実から判断して、兄弟が各々自党派のみで朝貢団を組織したことはまず動かせない。のみならず、朝貢から帰来して間もない翌三七年三月、件の「政変」が発生したことを考え合わせると、この間の変転は三二年時点では表向き平静を保っていた兄弟間の緊張が、欠貢した三四・三五年<sup>31</sup>を挟んでにわかに尖鋭化し、「危機」の発生した三六年の後半には決裂寸前にまで切迫していた内情を如実に物語る。クンドウレン＝ハン即位の意味はいよいよ重いといわざるを得ない。

翻って思うに、ヌルハチ政権を震撼させた「万暦三六年の危機」に瀕してはじめて、五ムクン形式百人単位を覆す朝貢団が出現したように、その破格の編成は却って権力構造の実相、すなわちヌルハチとシュルガチを戴く一種の二重権力を露呈するものであった。換言すれば、ムクン・

タタンが果たした機能はもっぱら朝貢団の規模と個数の調節に関与し、それを超越する政治的機能の存否については、いま再考すべき余地が多分にあるということである。そういえば、ヌルハチがハダ勅書を三ムクンに按分した万曆三七年末以前、同勅書をもって組織した朝貢団の個数と規模は、〔表 2〕が明示するごとく年度によって一定せず、基層的朝貢単位のタタンを除けば、ことさら三ムクンによって規制された形跡もなかった。つまり、ハダ勅書の三ムクンは万曆三七年末、建州勅書の五ムクンに倣って編立された公算が高く、しかもその五ムクンさえ成立は万曆二一年頃までしか溯らなかつた。

そうすると、〈ムクン・タタン表〉のムクンとタタンは、マンジュ国首脳の序列を反映させつつ、万曆三八年の派遣を見込んだ朝貢団<sup>②</sup>三個を編成し、これらにハダ勅書を概ね均等に配当する枠組み——さしづめ「組」と「班」に擬して理解すべき——であったことになるが、その一斑は首脳層の勅書所有数（全体の六割強を占める）からも窺い得る。いま、首脳層の所有勅書をムクン別に整理すると、第一ムクン七四道半（ヌルハチ四〇道 / 「五大臣」三四道半<sup>③</sup>）、第二ムクン七五道半（チュイエン三九道 / 旧ハダ王族ウルグダイとスバハイ父子三六道半）、第三ムクン七五道（シュルガチ・ジャサクトウ父子三五道 / ダイシャン四〇道）となり、差額一道以内でみごとに平衡する。無論、これが偶然の結果でないことは、敢えてチュイエンの勅書をダイシャンより一道少く配当し、結果として差額を一道以内に抑えた事実<sup>④</sup>に徴しても疑いを容れない。こうした形式的均等性の追求は、〈ムクン・タタン表〉作成の目的を端的に物語る現象であり、また事実そうであるなら、チュイエンから削った一道が建州勅書の配当分において相殺されていたこともほぼ推察に難くない。

## 結びに代えて ——四旗制から八旗制へ——

以上、前稿で提示した国人分与と四旗制成立の契機を万暦三四年末のクンドウレン＝ハン登位に求める視点を、本稿はつぎの三つの側面において補強しようと試みた。すなわち、①四旗制の存在が示唆される万暦三五年三月以前において、国人分給の必要条件が整うのは、ヌルハチ・シュルガチ間、およびヌルハチ・二子間における勅書・国人の配分比に鑑みて万暦二九年以後であること、②ヌルハチとシュルガチの葛藤は、万暦三五年三月に先立つ万暦三二・三三年頃から急速に深刻化し、これが国人分給の引き金となったであろうこと、③「危機」を迎えた万暦三六年後半、ヌルハチ兄弟間の緊張がすでに頂点に達していたことを示す事実があり、万暦三四年ないし三五年に国人分給が実施された結果と見られること、がそれである。これらを睨みあわせるなら、ヌルハチがシュルガチの抑え込みを目的として二子に国人を分給した時期は、万暦三四年ないし三五年初頭に絞りこむことができ、わけてもクンドウレン＝ハン即位のあった三四年末の蓋然性が最も高い。

擱筆するにあたり、シュルガチ没後の八旗増設時点において、ヌルハチ系七旗とシュルガチ系一旗のニル配分が、四旗制時代のヌルハチ父子とシュルガチの国人領有比率(約三対一)を引き継いでいた事実を明示し、あらためて四旗制実在の傍証を補足しておこう。「政変」当初、ヌルハチは独立を謀って挫折したシュルガチから「兄である我が与えた国人・僚友<sup>㉔</sup>」、勅書・奴隷をすべて剥奪した上、処刑するはずであった。しかし、ヌルハチはまもなく幽禁を解き、「国人・僚友」なども返還する一方、父の軽拳を諫止しなかつたかどで身代わりに年長の三子、アルトゥンガ・アミン・ジャサクトウの誅殺を命ずる。結局、アミンだけは生母がヌルハチ第二の嫡フジン、フチャ氏グンダイの姪(兄弟の娘)であった縁により助命される<sup>㉕</sup>ものの、アルトゥンガ・ジャサクトウ二人は万暦三八年一〇月、遂に処刑される。<sup>㉖</sup>『満文老檔』には「同じその(万暦

三七) 年、一旦取り上げた国人・僚友を皆更めて弟王(シュルガチ)に還し与えた<sup>㉗</sup>との明文があり、ヌルハチは国人・僚友その他の財産を全面返還したようである。

従って、〈ムクン・タタン表〉はいまだシュルガチ二子の処分を決定執行する以前の勅書配分を反映し、ジャサクトウの名が同表に著録される所以もそこにあるが、『太宗実録』の所伝を信ずるならば、国人の返還に関する限り修正を要する。順治初纂滿文『太宗実録』<sup>㉘</sup>天聰五年正月二八日条によると、アイシン(後金)国の永平等四城失陥(天聰四年)を侮って朝鮮が春貢の礼物を削減してきたとき、激怒したホンタイジは朝鮮王に送りつけた国書のなかで、四城喪失がアミン一個人の失態に起因したことを力説しつつ、アミンに対する旧怨を数えあげた一条において

先に何事もなく平和に暮らすとき、己酉の年(万曆三七年)、第二ベイレ jacin beile (アミン)の父子は国から分かれて彼らの勝手に別の国となり、別の土地に行って住みたいというのを、父ハンは諫止することができないので、怒って殺すところであった。ただ、弟をどうして殺すだろうかと慈しみ生かした。この第二ベイレを殺すのを我らが兄弟らは諫止して生かした。生かしてその属下の人民をば、半ばを取り上げた ini harangga jušen irgen be dulga be gaiha [奪其部属之半 / 奪所属人民之半]。この旧怨がその一つ。その後、第二ベイレの父が薨じたので、(父ハンは)第二ベイレを弟の子だとして分け隔てして思わず、自身に生まれた三人の年長子のごとくになし、属民を増して完全なグサをつくり jušen nonggifi gulhun gûsa arafi [益之部属、為一整固山 / 増所属人員、自成一旗]、四ホシヨ = ベイレ duin hošoi beile として同様に養った。…… ([ / ] 内は順治初纂『太宗実録』と乾隆三修『太宗実録』の漢文である)

と述べている。四城失陥の責任をアミン一人に押しつけるために、こと

さら誇張した恐れがないとも限らないが、シュルガチ父子の処分決定までに一定時間の経過と曲折を闊したことは確かであり、〈ムクン・タタン表〉が作成された万曆三七年後半段階で、彼ら所有の勅書は保全されていたと考える<sup>39</sup>。

もっとも、属民の半数（とそれら所有の勅書）は剥奪されて未返還のままであったというから、これこそ「兄である我が与えた国人・僚友」であり、返還された他の一半がシュルガチの自力獲得に係る国人・僚友であったわけである。ともあれ、失脚から復活したとはいいいじょう、もはや属民が半減し、かつての面影を失ったシュルガチが、ヌルハチやチュイエンはおろか、ダイシャンにさえ拮抗し得るはずもなかった。属民の半減状態は「属民を増して完全なグサ（＝鑲藍旗）をつく」るまで、つまり四旗から八旗を増設した万曆四三年まで回復しなかったのであって、そのことは『満文老檔』天命六年閏二月二六日条<sup>40</sup>に明証がある。この記事によると、遼東の漠地征服以前における八旗の配置と各旗の所属ニル数が、グサ＝エジェンごとに以下のように詳記されている。なお、文中の斜線は原文での改行を意味する。

ダルハン＝ヒヤの旗（正黄・ヌルハチ領旗<sup>41</sup>—筆者補、以下同じ）に、Niyamjui に七ニル、一ホントホ（＝半個ニル）。Feideri に七ニル。Aisika, Siberi に五ニル。/ アドウン＝アゲの旗（鑲黄・ヌルハチ領旗）に、Deli Wehe に甲士三百七十人。Hule 路に二十八ニル。Toran, Janggi に十七ニル。/ ムハリヤンの旗（正藍・マングルタイ領旗）に、Jakumu に十ニル。Dethe に六ニル。Oho に五ニル。/ ジルガラン＝アゲの旗（鑲藍・アミン領旗）に、Undehen に甲士一百二十五人。Boo Wehe に七ニル。Fe Ala に五十四ニル。/ タングダイの旗（正紅・ダイシャン領旗）に、Jakdan に甲士二百五十人。Jaka に九ニル。Hūwanta, Looli, Jan Bigan, Hūlan に十六ニル。/ ボルジンの旗（鑲紅・ダイシャン領旗）に、Fanaha（范河）に十二ニル。Bi Yen に六ニル、一ホントホ。Hecemu, Hanggiya に十二ニル。

/ ドンゴ = エフの旗 (正白・ホンタイジ領旗) に、Hunehe, Yengge に五ニル。Boihon Šancin に五ニル。Yarhū, Suwan に八ニル。Šanggiyan Hada に甲士二百五十人。/ アバタイ = アゲの旗 (鑲白・ドウドウ領旗) に、Caiha (柴河) に五ニル。Muhu Gioro に五ニル。Ordo Hada に五ニル。

この記事により、当時八旗全体で総計二三二ニル (半個ニルも一個として算定) を数えたことを知るが、むしろ特筆すべきはその著しく不均衡なニル配分である。すなわち、両黄旗六五個と両紅旗五二個に対して、鑲藍旗は単独でこれらに匹敵する六一個を保有するにもかかわらず、正藍旗・正白旗・鑲白旗に至っては、これら三旗を合計してもわずかに五四個に過ぎない。均衡から懸け離れた、こうしたニル数の不統一は、姚念慈氏の説く<sup>42)</sup>ごとく、アミンの鑲藍旗が亡父シュルガチの藍旗を継承したからであり、マングルタイ (ヌルハチ嫡三子) の正藍旗、ホンタイジ (ヌルハチ嫡四子) の正白旗、ドウドウ (チュイエン嫡長子) の鑲白旗が、チュイエンの死後、白旗から分出したからだと考えない限り、説明不可能である。そうだとすると、アミンは確かに最終的に亡父の属民全部を返還されたのである。しかも、ヌルハチ系七旗とシュルガチ系一旗のニル配分比は一七一一個対六一個で約三対一となり、チュイエン・ダイシャンのニル合計一〇六個も一七一一個の約三分の二に相当するので、四旗制の実在性のもとより、四旗制時代のニル配分比——当時のニル総数は不詳ながら——が八旗増設時にほぼそのまま持ち越されたことも、また疑いを容れないであろう。

## 注

- ① 『立命館文学』六〇一、二〇〇七、逆頁五〇～七五。
- ② 三田村泰助「初期満洲八旗の成立過程」[初出一九六二] (『清朝前史の研究』一九七二 [第二版]) 頁三一〇～三一。三田村説においては、一ニル一〇人・一グサ二五〇人を行軍単位とする四グサ制が万曆二三年頃には確立されていた

以上、軍政一体のニル（三百人）制が発足した辛丑（万曆二九/1601）年、時を同じくして軍政一体の四グサ（四旗）制も成立したと推論する（同上論文、頁三一七～三一八）。

三田村説以外で、八旗制発足（万曆四三年）以前に四旗制の存在を肯定する見解としては、孫文良・李治亭「清開国功臣何和礼」（『社会科学戦線』一九八四—二）と、姚念慈『清初政治史探微』二〇〇八（第一章「満族国家的形成」第四節「従四旗到八旗」）がある。前者は論拠として『国朝者猷類徴』と『清史稿』の何和礼（何和哩）伝に旗制の二段階制定を窺わせる記事があるのと、順治一三年立碑「何和礼碑文」（筆者 [= 増井] が参照したのは王品辰主編『遼寧碑志』二〇〇二所収の「遼陽何和礼誥封碑」）の「取兀喇時、率本固山兵擊戦」という記事をあげ、『大清会典則例』や『欽定八旗通志』といった清朝政書の辛丑年四旗制初建説を支持する。後者はベイレを国人領有者と捉え、辛丑年前後にヌルハチ・シュルガチにチュイエン・ダイシャンを加えた四ベイレによる国人分領、すなわち四旗制が成立したと説く。

孫文良・李治亭論文に対しては郭成康氏の批判（「再論八旗創立的年代」『東北地方史研究』一九九二—三）があり、『国朝者猷類徴』と『清史稿』がいう八旗以前の「旗」、および「何和礼碑文」に見える「固山」は軍政一体組織としてのグサではなく、戦時編成の行軍単位であると説くが、現段階ではいずれとも断定しかねることを遺憾とする。ちなみに、孫・李論文が万曆四一年のウラ国滅亡時とする上記「碑文」の「取兀喇時」は、『八旗通志初集』巻一五七・何和礼伝と対照すれば、万曆三八年のウラ国イハン山城における戦闘に同定すべきである。姚念慈説にも難点がないわけではない。なるほど辛丑年までにチュイエン・ダイシャンは『満洲実録』にベイレとして登場するが、姚氏も認めるとおり、天命以前のベイレはタイジ（ベイレの子弟）との使い分けが曖昧であり、辛丑年前後に上の二人が国人を領有したか否か、確認困難である。

また、ここでは詳しく言及する余裕がないけれども、梁希哲・孟昭信『明清政治制度述論』（一九九一、頁二六二～二七八 [この部分は孟昭信「八旗初創期旗制考略」『史学集刊』一九九二—四、頁一九～二四とまったくの同文である]）にも、孫・李論文とは別個の論拠と観点から四旗制の成立を一六〇一年前後（遅くとも一六〇七年以前）に繋げる叙述があり、ことに清朝官撰文献が四旗制を失載した原因を、太宗ホンタイジの立場から詮索した部分は傾聴に値する。

他方、石橋崇雄「八 gūsa とハ gūsa 色別との成立時期について——清朝八旗制度研究の一環として——」（『中国近代史研究』三、一九八三）は、四旗制の存否には直接言及しないものの、『旧満洲檔』に見られる加筆削除の痕跡を検討した結果、軍政一体組織としてのハグサの成立を天命三（1618）年、ハグサに配される旗幟八種別の成立を天命七年に繋げ、それ以前の彩色旗は行軍単位としてのグサの標識に過ぎなかったと説く。しかし、ニルにもやはり行軍単位



- と軍政一体組織との区別があり、定説どおり後者がすでに辛丑年に成立していたとすると、この種のニルを構成単位とする軍政一体グサの出現が遅すぎる上、後述するヌルハチによるチュイエン・ダイシャンへの国人分給とも遠く隔たるという疑念を払拭しきれない。
- ③ 満文老檔研究会訳注『満文老檔 I・太祖 I』万曆四一年三月二六日条、頁三〇～三一。
- ④ amba dulin は、満漢蒙三体合璧『満洲実録』に見える別の用例、「逃げて後に従った兵の大半が殺された [cooha amba dulin wabuha / 折兵大半]」（今西春秋訳注『満和蒙対訳満洲実録』頁一一九）でも、「大半」と漢訳されている。
- ⑤ 『満文老檔』第七九巻の表題部分にあたる冒頭二行は「[原檔残欠] 行く万曆第三十八年の檔子 / [……] genere wan lii i gūsin jakūci aniyai dangse」となっているが、松村潤氏の原檔「洪字檔」の判読（ともに『明清史論考』二〇〇八所収の「アミン = ベイレの生涯」[初出一九八一] 頁一六一、「シュルガチ考」[初出一九八三] 頁一七三）に従い、「開原へ keyembe 赴く万曆第三十八年の檔子」と残欠箇所を補っておく。
- ⑥ ヌルハチの所有に帰した海西ハダ国原有勅書は、後述のごとく三六三道であったはずであるが、〈ムクン・タタン表〉の著録数はなぜか一道少ない。鴛淵一氏は第二ムクン第一タタンと第一タタンの末尾にそれぞれ残欠部分があるので、「或は一・二道を増すものかも知れない」と推測する（鴛淵一『清初八旗制度考 二』[油印本・発行年次不詳] 附録第三「満文老檔太祖紀の所謂族籍表に就いて」頁九五）が、たとえ三六二道であったとしても以下の考察に大きな支障はない。
- ⑦ 江嶋壽雄「明末女直の朝貢」[初出一九六二]（『明代清初の女直史研究』一九九九）頁一八六～一八七参照。
- ⑧ 三田村泰助「ムクン・タタン制の研究——満洲社会の基礎的構造としての——」[初出一九六三～一九六四]（『清朝前史の研究』一九七二 [第二版]）頁一八八～一九一。
- ⑨ 〈ムクン・タタン表〉著録のハダ勅書には嘉靖年間から万曆年間に至る、きわめて多様な承襲年月が付記されているが、ヌルハチの直接的関与を窺い得るのはハダ国が滅亡した万曆二九年以後の承襲分のみである。ハダ滅亡後の承襲日付をもつ一七道中、万曆三一年九月二〇日が一道、同三五年閏六月二日が二道、これに対して同三七年一月二五日は一四道で最多を占める。なかでも都督級勅書は、全一一道のうち九道までがハダ滅亡後の承襲日付を有する。万曆三一年・三五年・三七年は、ヌルハチがハダ勅書を実際に行使した万曆三年・三六年、あるいは行使を予定した三八年のそれぞれ前年にあたるので、進貢に先立って都指揮使ないし都督の承襲手続きを踏み、勅書の形式を整えたものであろう。他方、〈ムクン・タタン表〉の勅書所有者には万曆三五年來帰のワル

カ部諸首長を含み(拙稿「専管権から見たアイシン国の功臣集団とその構成」『立命館文学』五九四、二〇〇六、逆頁二四～二五)、また同年九月に滅亡したホイファ国の旧王族マンゴ・ロホ父子の名も見える。よって、同表が現在見るような形式をとるに至った上限は万曆三五年九月以降と断定し得る。以上を総合すると、〈ムクン・タタン表〉の作成年月は、万曆三七年末と見るのが妥当である。ちなみに、ジャサクトウに対してアルトゥンガが〈ムクン・タタン表〉に未見であるのは、その勅書が建州勅書に配当されていたからであろう。本論後段もあわせて参照のこと。

- ⑩ 『満文老檔 I・太祖 I』万曆三七年三月条、頁一〇。
- ⑪ 万曆二二(1595)年一二月下旬に朝鮮を発ち、一二月八日にフェ＝アラ城に到着した申忠一の帰朝報告『建州紀程図記』に、「奴酋の諸將は一百五十余、小酋の諸將は四十余なり。皆各部(落)の酋長を以てこれと為し、而して城中に率居せしむ」とある。よって、配下「諸將」の配分比は約三、七五対一となり、同年、河世国が伝えた兵力の配分比(後述)よりもかなり格差が大きい。「部落」の規模は大小不定であるから、「部落の酋長」たる「諸將」と兵力の数値が正確に比例しなかったとも考えられる。
- ⑫ 『李朝実録』(本稿で使用したテキストはすべて『明代満蒙史料—李朝実録抄一』)である宣祖二五(1592)年九月甲戌条によれば、秀吉の第一次朝鮮侵略時、明の兵部が遼東都司を通じて朝鮮に、ヌルハチに援兵の意志があることを移咨させたなかに、建州貢夷馬三非らの「奴兒哈赤部下原有馬兵三四万、歩兵四五万、皆精勇慣戦」という発言が見えている。河世国や後述の李億礼・李如梅の発言に先行する時期に鑑みて、この数値はあまりにも過大である。馬三非による兵力誇示のための虚報と解され、ここでは顧慮する必要はあるまい。
- ⑬ 『李朝実録』宣祖二九年二月丙寅条に、李億礼とともに余希元に随行した河世国の報告が見え、「余相公、王独部に到る。老(乙)可赤の<sup>ホホリ</sup>婿忽忽、騎兵二百を領して道傍に来候す。老可赤の副将、騎兵三千余名を領して道下に整立す。或いは弓矢を帯び、或いは槍杖を持つ。歩軍六千余名、三行を成して列立す。(以下、ヌルハチと余希元の会話)……」とある。しかし、この記述は李億礼の書啓においては二月五・六・七日の三日間にわたるヌルハチの迎接を注釈なしに一文に縮約したもので、勢い観察精度の低さは否めない。余希元一行の来訪を『満洲実録』は「丙申の年(1596)二月に、大明国の万曆ハンの一官人、朝鮮国の二官人が二百人を率いて来るとき、太祖スレ＝ペイレは兵の者に鎧を着させ閱兵すべく出でて、太祖スレ＝ペイレ自らミオ＝ホンコという処に出迎えて会い、大城に伴い礼儀の言を語って帰し遣った。」(『満和蒙和对訳満洲実録』頁七六)と記し、初めてフェ＝アラを訪れる明の官人に軍容を誇示するため、辺防要員を除く総兵力か、それに近い兵力を動員したと考えられるので、李億礼よりも兵力を少なく見積もる河世国の数値は参考程度にとどめておいてよかろう。

なお、本文に引用した李億礼の書啓に見える「歩兵万数」について、以下の事実を特に付記しておく。前掲姚念慈『清初政治史探微』(頁二五)は、吳吟輯『朝鮮李朝実録中の中国史料』が「歩兵数万」(第六冊・一九八〇、通頁二二二八)と作るのに基づいて、当時のマンジュ国の兵力を少なくとも二万人以上と見積もる。吳氏同上書の前掲は、序文(翁独健氏の執筆)によれば京城帝国大学法文学部影印本『李朝実録』からの抄録と明記されているが、この京城帝大影印本を重印した学習院東洋文化研究所『李朝実録』第二八冊(一九六一年刊)収録『宣祖実録』巻七三の当該条(頁四六九)は「歩兵万数」に作るので、姚氏の推定は妥当性を欠く。

- ⑭ 万曆四一(1613)年正月のウラ国との決戦において、マンジュ軍三万がウラ軍三万に大勝したとき、『満洲実録』は後者の戦死者が六ないし七割、そして降伏した敗残兵に妻子奴僕を返還して編成した戸boigonが一万であったと記録する(『満和蒙和对訳満洲実録』頁一一八～一一九)。『満文老檔』の記述では、編戸は同じく一万であるのに戦死者は一万となっている(『満文老檔I・太祖I』頁二三～二五)。戦死者を六、七割として算定すると、生存者は一万人前後となり、編戸の数値と矛盾しないので、ここでは『満洲実録』に従っておく。これによって、一戸あたり壮丁一人の徴兵率が傍証されると同時に、滅亡前のウラ国がイエヘ国を凌ぐ、三万戸以上を擁する意外なほどの大国であったことが分明する。
- ⑮ 『満洲実録』によれば、万曆二三年一〇月から二六年二月までに実施された遠征は、二六年一月のチュイエンらによるワルカ部アンチュラク路の征討だけである(『満和蒙和对訳満洲実録』頁七九～八〇)。李如梅が宣祖王に応答した二月戊午(二日)にはこの遠征軍はいまだ帰還していなかったであろうし、アンチュラク路の屯寨二〇余処の俘虜によって戸口が激増したとも考えにくい。
- ⑯ ハダ国併合時の戸口は不詳であるが、『万曆武功録』猛骨孛羅伝・歹商伝によると、イエヘ国のチンギャヌ・ヤンギヌ兄弟がハダ国を寇掠したとき(『東夷考略』海西によれば万曆一一年一二月)、メンゲブル・ダイシャンは二千騎を率いて追撃したとある。李億礼の宣祖二九年二月の書啓に按じて、壮丁を騎兵の三倍と見積もれば、最少でも戸数六千となる。このとき騎兵の総力を動員したのではあるまいから、ハダの国勢は急速に凋落するにせよ、併合時でも五千戸程度は残留したであろう。
- ⑰ 一ニル三百人制実施の背景については、前掲三田村論文「初期満洲八旗の成立過程」頁三一七～三一八。フェ＝アラ城からヘトゥ＝アラ城への移転問題については、松浦茂『清の太祖ヌルハチ』一九九五・頁一四八、三宅理一『ヌルハチの都——満洲遺産の成り立ちと変遷』二〇〇九・頁六二～七一。なお、中国におけるヘトゥ＝アラ城をめぐる一九八〇年代以降の研究については、移転問題を含め、柳智元「ᠨᠢᠷᠠᠬᠤᠴᠢᠰᠢᠯᠠ 赫图阿拉(Hetu ala)城[ヌルハチとヘトゥ

=アラ城]」（『明清史研究』一一〔韓国〕、一九九九）に簡潔な言及があり参考になる。

- ⑱ 後注⑳参照。
- ⑲ 前掲三田村論文「ムクン・タタン制の研究」頁一二七～一三〇、頁一三五～一三九。
- ⑳ 『満和蒙和对訳満洲実録』頁九三。
- ㉑ 『李朝実録』宣祖四〇（万曆三五）年三月庚辰条によれば、朝鮮の烽燧台がシュルガチら率いるマンジュ軍のフィオ城出現を最初に通報したのが三月八、九日であるから、逆算して出兵は二月中であったと考えられる。
- ㉒ 『満洲実録』には凱旋後にチュイエン、ダイシャン、シュルガチに賜号したとある（『満和蒙和对訳満洲実録』頁九八）が、日時のみ記がない。ここでは『清皇室四譜』巻三・皇子条に三名がともに四月賜号とある（根拠不詳）のに従い、凱旋も同月と見ておく。
- ㉓ ウラ軍との一戦は『満文老檔Ⅰ・太祖Ⅰ』頁一～三に詳しい記述があり、その筆致はチュイエンとダイシャンの奮闘を顕彰する一方、シュルガチの消極的な戦いぶりを印象づける点で著しい対比をなす。故意にシュルガチを貶めようとする曲筆を割り引くとしても、ウラ軍の妨害は事前に予測された以上、チュイエン・ダイシャンの活躍による遠征の成功がヌルハチ最大の要望であり、目的であったことは確かである。
- ㉔ 鴛淵一・戸田茂喜「ジュセンの一考察」（『東洋史研究』五一―、一九三九）、鴛淵一「満文老檔太祖紀の所謂族籍表に就いて」（前出）、安部健夫「八旗満洲ニルの研究」第五章「ホシヨのペイレ（一）―「種籍表」の分析とムクーンの本質」、第六章「ホシヨのペイレ（二）―ヌルハチ満洲国の発育と旗制の成長過程」〔ともに初出一九四二〕（『清代史の研究』一九七一所収）の他、間接的に論及した文献としては中山八郎「清初ヌルハチ王国の統治機構」（『一橋論叢』一四―二、一九四四）、村松祐次「奴兒哈赤の女真国とその部族的秩序との交渉」（『一橋論叢』一七一―三・四、一九四七）などがある。また中国側の論考には、八旗制の成立過程にムクン・タタンを関連づける白新良「満洲政権早期前四旗考」（『南開史学』一九八三―一）、および王景澤「關於穆昆与滿洲“前四旗”問題——兼析八固山的建立」（『佳木斯大学社会科学学报』一九九八―四〔『清朝開国時期八旗研究・1583 - 1661』二〇〇二に加筆再録〕）などがある。
- ㉕ ヌルハチがハダ勅書を行使した万曆三〇年度と三二年度の朝貢、およびメンゲブルによる万曆一九・二一年度の朝貢の詳細については、拙稿「明末の海西女直と貢勅制」（『立命館文学』五七九、二〇〇三）頁五二～六一の考証を参照のこと。
- ㉖ 万曆一九年度の「海西友帖・忽里等衛伯摺等」二九六人と「海西安出等衛阿都等」推定六七人も、 $296 = (10t \times 26) + (9t \times 4)$ 、 $67 = (10t \times 4) + (9t \times 3)$ と分解

- 可能であり、やはり三七タタンが導かれる。
- ②⑦ 『明実録』によれば、海西一千道・建州五百道の行使数が最初に確認されるのは、ともに以下にあげる隆慶五（1571）年の朝貢であり、この当時すでに一〇／九道の入貢単位が存在したと見られる。海西勅書の場合、ハダ国の行使数が者刺衛阿失ト以下  $330$  人（ $= 10t \times 33$ ）と古城衛台失ト以下  $369$  人（ $= 10t \times 36 + 9t \times 1$ ）、イエへ国の行使数が右傍其箇衛乃哈以下  $153$  人（ $= 10t \times 9 + 9t \times 7$ ）と皎郎兀衛大漢以下  $147$  人（ $= 10t \times 12 + 9t \times 3$ ）であり（拙稿「明末の海西女直と貢勅制」頁五二～六一）、建州勅書は勝利革以下  $222$  人（ $= 10t \times 15 + 9t \times 8$ ）と安台失以下  $278$  人（ $= 10t \times 26 + 9t \times 2$ ）であった（前掲江嶋壽雄「明末女直の朝貢」頁一八八）。
- ②⑧ 『明実録』嘉靖四三年七月戊申条参照。
- ②⑨ 万曆二一年末以降のこうした変化はヌルハチの統制力強化と表裏する現象であり、恐らく同年九月のグレ山下における九国連合軍撃破と無関係ではあるまい。
- ③⑩ 万曆三二年六月の朝貢団一百名は万曆二二・二三年分の補貢が名目であり、二年分の貢馬合計二百匹を進獻しているが、いずれにせよヌルハチが三二年に五百道を尽くして入貢したことに変わりはない。
- ③⑪ 『明実録』万曆三六年三月乙巳条に「建酋傑驚非常、……恃強不貢已經二年」とあり、万曆三四・三五年を欠貢したことは確実である。熊廷弼「撫鎮棄地略虜疏」（『籌邊碩画』巻一所収）には「自（万曆）三十一年起、至三十五年、奴酋已三不貢矣」とあるが、〔表3〕からも判明するように、この五年間の内、入貢の事実が確認されるのは三二年のみであるから、三三年も欠貢年度に加えるべきかも知れない。
- ③⑫ 三田村氏は、ヌルハチが二年間の停貢措置解除後に〈ムクン・タタン表〉勅書を実際に行使したと推定し、『明実録』万曆四〇年二月己巳条の「寔海西夷人如例」を論拠にあげる（「ムクン・タタン制の研究」頁一八二）。しかし、同年五月壬寅条に載せる礼部主事高繼元の言に「女直四五年不至、今一来耳」とあり、また翌月庚午条に「海西ト顔衛・弗思木等衛夷人孛羅等進貢賞給如例」とあるのによれば、二月入貢の「海西夷人」は六月に賞給を受けて退出した「ト顔衛・弗思木等衛夷人」と断定せざるを得ない。しかるに、この二衛はイエへ国派遣の朝貢団である（詳しくは拙稿「明末の海西女直と貢勅制」頁五二～六一を参照）から、〈ムクン・タタン表〉勅書が万曆四〇年に——ならびにそれ以後も——行使された事実はなかったと筆者は考える。
- ③⑬ 〈ムクン・タタン表〉によれば、エイドウ＝バトゥル八道、ホホリ（ドンゴ＝エフ）七道、フュンドン（アンバ＝ジャルグチ）七道、フルガン（ダルハン＝ヒヤ）七道、アン＝フィヤング（ションコロ＝バトゥル）五道半、合計三四道半となる。
- ③⑭ 『満文老檔 I・太祖 I』頁一〇。

- ③⑤ 岡田英弘「清の太宗嗣立の事情」(『山本博士還暦記念東洋史論叢』一九七二) 頁八四、前掲松村潤「シュルガチ考」頁一四三～一四六。ヌルハチ嫡フジンとアミン生母の血縁関係については、拙稿「明末建州女直の有力ムクン〈シャジのフチャ・ハラ〉について」(『立命館文学』五五九、一九九九) 頁一九八も参照。
- ③⑥ 前掲松村潤「シュルガチ考」頁一四四。
- ③⑦ 『満文老檔 I・太祖 I』頁一一。
- ③⑧ ここで利用した順治初纂満文『太宗実録』は、東洋文庫東北アジア研究班(旧清代史研究室)所蔵のマイクロフィルムである。
- ③⑨ 梁希哲・孟昭信両氏は、シュルガチ個人所有の勅書二五道がヌルハチ父子三人の各四〇道と比較してほぼ半数に近いことから、勅書も剥奪されたと主張する(前掲『明清政治制度述論』第七章「振興満族的八旗制度」・第三項「八旗初創期的旗制問題」頁二七二)。しかし、上述のように、ヌルハチ父子とシュルガチ父子の配分比率が、建州勅書・ハダ勅書いずれも三対一で相互に照応する点から推して、勅書の剥奪はなかったと考える。
- ④⑩ 『満文老檔 I・太祖 I』頁二七四～二七五。
- ④⑪ 「ダルハン＝ヒヤの旗」以下、( )内に標注した旗色と旗の領主については、阿南惟敬「清初固山額真年表考」(『清初軍事史論考』一九八〇) 頁二四三～二六六に拠る。
- ④⑫ 前掲姚念慈『清初政治史探微』頁六〇。管見の範囲では、この史料と各旗配当ニル数の不斉一に最初に着目したのは三田村泰助氏であるが、国家公認の基準数(一旗二五ニル、八旗二百ニル)と現実を隔てるずれと解したにとどまる(前掲三田村論文「初期満洲八旗の成立過程」頁三一八～三一九)。

(本学非常勤講師)